

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
あたる日
の翌日)

目 次

◇ 告 示

町等の区域の変更

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

土地改良区の役員の就退任(二件)

土地改良法による換地処分

保安林の指定の解除予定

林業種苗法による生産事業者の登録の失効

開発行為に関する工事の完了

◇ 選 管 告 示

政治団体の設立の届出

◇ 教 委 規 則

◇ 教 委 告 示

鳥取県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

◇ 公 告

鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項

ふぐ処理師試験等の実施
准看護婦試験の実施
基幹林業作業士として認定した者

告 示

鳥取県告示第六千六百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による晩田地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十八年十一月二十五日現在の地番による。)
上米積字宮ノ向	上米積字宮ノ向のうち六六四の一部、六六五の一部、六六六、六六七の一部、六六八の一の一部、六六八の二、六六八の三の一部、六六九の二の一部以外の区域
上米積字箕ヶ平	上米積字箕ヶ平五八九、五九八の八、五九九の三と一体をなす国有地の一部
上米積字箕ヶ平	上米積字箕ヶ平のうち五七三から五七九まで、五七九の一、五八〇から五九〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに五九八の八、五九九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域

上米積字四道谷	上米積字上箕ヶ平	上米積字仲田ノ上	上米積字後口谷	上米積字野山
上米積字四道谷の全域 上米積字宮ノ向六六八の一の一部、六六八の二の一部、六六九の二の一部 上米積字箕ヶ平五八〇の一部及びこれと一体をなす国有地上米積字上箕ヶ平七一〇の六の一部、七一五の二及びこれらと一体をなす国有地	上米積字箕ヶ平五八〇の一部 上米積字上箕ヶ平のうち七一〇の九の一部、七一〇の二の一部、七一〇の六の一部、七一五の一部、七一七から七一九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一〇の一、七一〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 上米積字仲田ノ上七三二の七、七三二の八の一部	上米積字箕ヶ平五七三から五七九まで、五七九の一、五八〇の一部、五八一から五九〇まで及びこれらと一体をなす国有地 上米積字宮ノ向六六四の一部、六六五の一部、六六六、六六七の一部、六六八の一から六六八の三までの一部 上米積字上箕ヶ平七一〇の九の一部、七一〇の二の一部、七一七から七一九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一〇の一、七一〇の二と一体をなす国有地の一部 上米積字仲田ノ上のうち七三二の七、七三二の八の一部以外の区域	上米積字後口谷のうち七四五の一、七四六の一、七五二の一、七五三の一から七五三の四まで、七五四の一、七六二の一、七六三の一、七六三の二、七六八の一以外の区域	上米積字野山のうち六九四の一三から六九四の一五まで以外の区域
上米積字晩田	上米積字荒神	上米積字見傳	三江字上野	
上米積字荒神三九七の一から三九七の三まで、三九八及びこれらと一体をなす国有地 上米積字見傳八一六の一、八一七から八二〇まで、八二一の一 上米積字晩田のうち八三三の一部、八四六の二の一部、八四六の二の一部、八五〇の二から八五〇の二までの一部、八六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三江字上野一一二〇の二の一部、一一二〇の四の一部、一一二〇の二の一部、一一三四の二の一部、一一三五の二の一部、一一三九の一部、一一四〇、一一四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 三江字番田一一八五の五の一部、一一八五の六の一部、一一八五の七から一一八五の九まで、一一八五の二〇から一一八五の一三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並	上米積字荒神のうち三九七の一から三九七の三まで、三九八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上米積字見傳のうち八一六の一、八一七から八二〇まで、八二一の一以外の区域	三江字上野のうち一一二の二の一部、一一二の四の一部、一一一三の二の一部、一一二〇の二の一部、一一二〇の四の一部、一一二〇の二の一部、一一二四の一部、一一二五の一部、一一二六、一一二七から一一二九までの一部、一一三〇、一一三一の二から一一三一の三まで、一一三二の二の一部、一一三三、一一三四の二、一一三四の二、一一三五、一一三九の一部、一一四〇、一一四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 三江字番田一一八五の五の一部、一一八五の六の一部、一一八五の七から一一八五の九まで、一一八五の二〇から一一八五の一三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並		

三江字蕃田	<p>びに一一八二から一一八四まで、一一八五の三と一体をなす国有地の一部 上米積字晩田八三三の一部、八四六の二の一部、八四六の二の一部、八五〇の一九から八五〇の二二までの一部、八六〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福本字寺田ノ上三七六の一九の一部</p>
福本字大境	<p>福本字峯畑二五三の一部、二五三の二の一部、二五三の三の一部、二五三の二、二五三の三 福本字寺田ノ上三八二の五の一部及びこれと一体をなす国有地 福本字大境のうち三八三の二の一部、三八三の三の一部、三九〇の二の一部、三九〇の三、三九四の一部、四〇〇の二の一部、四〇〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇一の二、四〇二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 福本字家ノ上四〇四の二の一部、四〇六の二の一部、四〇七の二の一部</p>
福本字峯畑	<p>福本字峯畑のうち二四九、二五〇、二五〇の二、二五一の二、二五一の三、二五二の三の一部、二五二の五、二五三の一部、二五三の二の一部、二五三の三の一部、二五三の二、二五三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福本字荒神畑二七五の一部、二七五の二の一部、二七七次一、二七八の一部、二七九、二七九の二、二七九次一、二八〇、二八一、二八二の二から二八二の三まで、二八三の二、二八四の二、二八四の三、二八五の二及びこれらと一体をなす国有地 福本字大境三九〇の二の一部、三九〇の三、三九四の一部</p>
福本字荒神畑	<p>四〇〇の二の一部、四〇〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇一の二と一体をなす国有地の一部 福本字家ノ上四二四の一部、四二五の二の一部、四二五の三、四二六の一部、四二七の一部</p>
福本字宮ノ峯	<p>福本字峯畑二四九の一部、二五〇の二の一部、二五二の二の一部、二五二の三の一部、二五二の五及びこれらと一体をなす国有地 福本字荒神畑のうち二七五の一部、二七五の二の一部、二七七次一、二七八の一部、二七九、二七九の二、二七九次一、二八〇、二八一、二八二の二から二八二の三まで、二八三の二、二八四の二、二八四の三、二八五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福本字家ノ上四〇七の二の一部、四〇七の二、四〇七の三の一部 福本字宮ノ上四二二の二の一部、四二二の三の一部、四二二の四から四二二の五まで、四二三、四二四の一部、四二五の二の一部、四二五の三、四二六の一部、四二七の一部及びこれらと一体をなす国有地 福本字峯四三〇から四三二まで、四三三の二から四三三の三までの一部、四三五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
福本字宮ノ峯	<p>福本字峯二四三、二四五の二の一部、二四六、二四七、二四八の二、二四八の三、四三三の二から四三三の三までの一部、四三四の二、四三五の二の一部、四三七の一部、四三八の一部、四三九の三、四四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 福本字峯畑二四九の一部、二五〇、二五〇の二の一部、二五一の二、二五一の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 福本字大境四〇一の二、四〇二の二と一体をなす国有地の一部</p>

福本字家ノ上	福本字家ノ上四〇三の二から四〇三の三までの一部、四〇四から四〇六までの一部、四〇七の二、四〇七の二一から四〇七の二五まで、四〇七の二六の一部、四〇七の二九、四〇七の三〇の一部、四〇八の二の一部、四〇八の二の二の一部、四〇八の六から四〇八の八まで、四〇八の九の一部、四〇八の一六の一部、四〇八の一九、四〇八の二六の一部、四〇八の二九、 福本字家ノ上四二二の二の一部、四二二の二の二の一部、四二二の二の三まで、四二二、四二四、四二五の二から四二五の三まで、四二六、四二七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福本字家ノ上	福本字家ノ上二四三、二四五の二の一部、二四六、二四七、二四八の二、二四八の三、四三〇から四三二まで、四三三の二から四三三の三まで、四三四の二、四三五、四三七の一部、四三八の一部、四三九の三、四四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
福本字家ノ上	福本字家ノ上四〇三の二から四〇三の三までの一部、四〇四の一部、四〇四の二、四〇五の一部、四〇六の一部、四〇六の二、四〇七の二、四〇七の二、四〇七の二一から四〇七の一九まで、四〇七の二〇の一部、四〇八の二の一部、四〇八の二の二の一部、四〇八の六から四〇八の八まで、四〇八の九の一部、四〇八の一六の一部、四〇八の一九、四〇九の二、四一〇の三、四一一の二以外の区域
福本字後中尾	福本字後中尾の全域 上米積字野山六九四の一三から六九四の一五まで 上米積字後口谷七四五の二、七四六の二、七五二の二、七五三の二から七五三の四まで、七五四の二、七六二の二、七六三の二、七六三の三、七六八の二
福本字寺田ノ上	福本字寺田ノ上のうち三七六の二の二の一部、三八二の二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

福本字大境三八三の二の一部、三八三の三の一部
福本字家ノ上四〇四の二の一部、四〇六の二の一部、四〇七の二の一部、四〇九の二、四一〇の三、四一一の二、
三江字上野一一二の二の一部、一一二の四の一部、一一三の二の一部、一一三の二の二の一部、一一四の二の一部、一一五の二の一部、一一六、一一七から一一九までの二の一部、一一三〇、一一三二の二から一一三三の三まで、一一三三の二の一部、一一三三、一一三四の二の一部、一一三四の二、一一三五の一部及びこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北室内科	鳥取市西町三丁目一〇	昭和五十九年十一月二十八日
常田調剤薬局	鳥取市西町三丁目一〇	"

鳥取県告示第千八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
北室内科	鳥取市西町二丁目二〇二	昭和五十九年十一月二十五日

鳥取県告示第千九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり佐野川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 大 渡 政 治 西伯郡岸本町大殿一二二六

昭和五十九年十月十五日退任

理事 小 村 明 西伯郡岸本町坂長一七五一

昭和五十九年十一月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 西 田 光 雄 西伯郡岸本町大殿一四六四

昭和五十九年十一月十一日就任 任期昭和六十二年三月二十七日まで

鳥取県告示第千十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 川 上 馨 西伯郡大山町末長一九

小 原 増 一 唐王六八九

河 本 實 清原一三六

水 嶋 弘 文 野田四一

坂 田 清 中高四二三

岡 田 三千人 三六五九九

門 脇 正 平木九九

吉木重夫	遠藤達夫	田中幸人	稲田伊佐美	前田叶	飯田廣雄	小原收	松尾誠壽	山根貴成	石原政秋	小林利雄	足立勇一	松井寛	入江潔	種田紀秋	山根榮造	諸遊秋夫	金川豊	汐田長好	深田照夫	小谷朋史	入江静雄	山根操雄	大原茂利
佐摩二四一	今在家七四	前三一五	六八二	飯戸一〇八〇	長田三五一	一六二一	三四九	一三六〇	大山町豊房九九六	八六五	大字淀江九八三	淀江町大字今津三八二	富岡一〇	安原一四四	平田一三五	上万三	稻光六	四九七	妻木四七三	荘田七三	長田一五〇	上野一二六	所子一二〇

小谷朋史	飯田廣雄	山根操雄	大原茂利	門脇正	坂田伊佐夫	岡田三千人	坂田清	水鴨弘文	河本實	小原茂	川上馨	理事	黒田政夫	水野浩	田中邦男	小村朋義	椎木学	秋本和彦	馬田薫	大門叶	遠藤賢次		
荘田七三	長田三五一	上野一二六	所子一二〇	平木九九	三五〇一三	三六五一九	中高四二三	野田四一	清原一三六	唐王六九九	西伯郡大山町末長一九	坊領四七八	一六六一一	赤松一二七八	一一八八	所子一二四	安原二七二	稻光五八	坊領三四七	所子一二四	安原二七二	稻光五八	坊領三四七

昭和五十九年十一月二十日退任

就任した役員の名及び住所

監事

小村朋義	椎木和彦	秋本和彦	馬田 薫	大門 叶	遠藤賢次	吉木重夫	遠藤達夫	田中幸人	稲田伊佐美	前田 叶	小原 收	松尾誠壽	山根貴成	石原政秋	角 積	松井 實	入江 潔	種田紀秋	田中實義	山根榮造	諸遊秋夫	金川 豊	深田照夫
所子二二四	一一八八	赤松一一七八	宮内一八八	一六六一	坊領四七八	佐摩二四一	今在家七四	前三一五	六八二	飯戸一〇八〇	一六二一	三四九	一三六〇	大山町豊房九九六	大字淀江九四二	淀江町大字今津三八二	富岡一〇	安原一四四	保田八	平田一三五	上万三	稻光六	妻木四七三

渡邊 重雄 妻木四六四
 黒田 政夫 坊領三四七
 昭和五十九年十一月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第千十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る畹田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 次

鳥取県告示第千十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字高丸七〇〇の三一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百十四	浮田 清正	八頭郡智頭町大字三吉二五五	穂の採取並びに幼穂及び幼苗以外の苗木の育成	浮田 清正 苗畑	八頭郡智頭町大字三吉

鳥取県告示第千十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年十月二十三日 鳥取県指令受都計第二百四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市円護寺字坂ノ下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市卯垣六七

村上 敏

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
歳岡秋治後援会	平木 重三	森田 清蔵	八頭郡船岡町大字 破岩四四	昭和五十一年十一月五日	その他政治団体
前田正恭後援会	岡本美之助	前田 薫	東伯郡東郷町大字 門田三四五	昭和五十一年十一月六日	"
石破茂後援会	小林 実	石破 英治	鳥取市南吉方一 四七	昭和五十一年十一月十二日	"

鳥取県選挙管理委員会告示第六百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
鳥取県商工政治連盟	主たる事務所の所在地	鳥取市末広温 泉町六五一	東伯郡東伯町 大字浦安三六	昭和五十一年十一月十七日	その他政治団体

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第六号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表の鳥取東高等学校の項中

「一、二二八人」を「一、二六〇人」

に改め、同表の鳥取西高等学校の項中

「一、二二八人」を「一、二六〇人」

に、

「二〇〇人」を

「二四〇人」

に改め、同表の鳥取商業高等学校

の項中

「五六〇人」を

「六〇〇人」

に改め、同表の倉吉西高等学校

の項中

「七二四人」を

「七五六人」

に改め、同表の倉吉産業高等学校

校の項中

「二〇〇人」を

「二四〇人」

に改め、同表の由良育英高等

学校の項中

「五八八人」を

「六三〇人」

に改め、同表の米子東高等

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

昭和六十年年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

学校の項中 「一、二二八人」を「一、二六〇人」に改め、同表の米子西高等学校の項中 「九六六人」を「一、〇〇八人」に改め、同表の米子高等学校の項中 「七一四人」を「七五六人」に改め、同表の米子南商業高等学校の項中 「四四〇人」を「四八〇人」に改め、同表の境高等学校の項中 「八四〇人」を「八八二人」に改める。

附 則
この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

昭和六十年年度鳥取県立高等学校募集生徒数												
高等学校名		課程名		学 科		科 名		募集				
鳥取東高等学校		全日制課程		普通学科		普通科		生徒数				
鳥取東高等学校		全日制課程		普通学科		普通科		四二〇人				
鳥取西高等学校		全日制課程		家庭学科		家政科		八〇人				
鳥取西高等学校		全日制課程		普通学科		普通科		四二〇人				
鳥取商業高等学校		全日制課程		商業学科		商業科		二〇〇人				
鳥取商業高等学校		全日制課程		商業学科		経理科		四〇人				
鳥取商業高等学校		全日制課程		商業学科		情報処理科		四〇人				
鳥取工業高等学校		全日制課程		工業学科		機械科		七六人				
鳥取工業高等学校		全日制課程		工業学科		電気科		七六人				
鳥取工業高等学校		全日制課程		工業学科		建築科		三八人				
鳥取工業高等学校		全日制課程		工業学科		工業化学科		三八人				
鳥取西工業高等学校		全日制課程		工業学科		機械科		三八人				
鳥取西工業高等学校		全日制課程		工業学科		電気科		三八人				
鳥取西工業高等学校		全日制課程		工業学科		電子科		三八人				
鳥取西工業高等学校		全日制課程		工業学科		土木科		三八人				

倉吉農業高等学校	倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	智頭農林高等学校				八頭高等学校	岩美高等学校	鳥取農業高等学校					
全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程				全日制課程	全日制課程	全日制課程					
農業学科		普通学科	普通学科	普通学科	農業学科				家庭学科	普通学科	普通学科	農業学科			
園芸科	農林科	普通科	普通科	普通科	生活科	木材加工科	林業科	農業科	家政科	普通科	普通科	生活科	食品製造科	園芸科	農業科
八〇人	二五二人	二五二人	二一〇人	三八人	八〇人				四〇人	三七八人	一六八人	三八人	三八人	三八人	三八人

米子高等学校	米子西高等学校	米子東高等学校	赤碓高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校				倉吉産業高等学校						
全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程				全日制課程						
普通学科	家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科	工業学科				家庭学科	商業学科					
普通科	家政科	普通科	普通科	普通科	普通科	土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科
二五二人	八〇人	三三六人	四一〇人	一二六人	二一〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人	四〇人	八〇人	三八人	

境水産高等学校			境高等学校		西部農業高等学校			米子工業高等学校				米子南商業高等学校			
全日制課程			全日制課程		全日制課程			全日制課程				全日制課程			
水産学科			家庭学科	普通学科	農業学科			工業学科				商業学科			
食品製造科	機関科	無線通信科	海洋科	家政科	普通科	生活科	食品製造科	農業園芸科	工業化学科	土木科	電子科	電気科	機械科	情報処理科	商業科
三八人	八〇人	四〇人	二九四人	三八人	三〇人	三〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	四〇人	一六〇人	

境高等学校		米子東高等学校	倉吉東高等学校	鳥取農業高等学校 美和分校		鳥取西高等学校		(全日制課程計) 六、四五六人																
定時制課程 (夜間)	定時制課程 (夜間)	定時制課程 (夜間)	定時制課程		定時制課程 (夜間)		全日制課程											全日制課程	全日制課程				商業学科	
普通学科	普通学科	普通学科	農業学科		商業学科	普通学科	農業学科											商業学科	普通学科	工業学科				商業学科
普通科	普通科	普通科	生活科	畜産科	商業科	普通科	農業科											商業科	普通科	建築科	電子科	電気科	機械科	商業科
四〇人	四〇人	四〇人	三八人		四〇人	四〇人	三八人	四〇人	一六六人	三八人	三八人	三八人	三八人	四〇人										

(定時制課程 計)

二三八人

(合計)

六、六九四人

鳥取西高等学校	通信制課程	普通学科	普通科	約一〇〇人
米子東高等学校	通信制課程	普通学科	普通科	約一〇〇人
(通信制課程 計)				約二〇〇人

鳥取県教育委員会告示第二十二号

昭和六十年年度鳥取県立境水産高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項により実施する。

昭和五十九年十二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 募集生徒数
昭和六十年年度鳥取県立境水産高等学校専攻科入学者選抜実施要項

水産学科 海洋科 約十人

機関科 約十人

二 出願資格

1 昭和六十年三月水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業する見込みの者

2 水産高等学校の海洋科、漁業科又は機関科を卒業した者
三 出願期間及び受付時間

1 出願期間 昭和六十年一月四日(金)から同月十四日(月)まで(日曜日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、昭和六十年一月十二日(土)までの消印のあるものに限る。

2 受付時間 九時から十七時(土曜日及び一月十四日(月)にあつては、十二時)までとする。

四 出願手続

1 入学志願者は、出願期間内に次に掲げる書類を鳥取県立境水産高等学校(以下「境水産高等学校」という。)に提出しなければならない。

(一) 入学志願書(境水産高等学校から交付を受けたもの)に入学選抜手数料として千円に相当する額の鳥取県収入証紙(消印をしないこと。)をはり付けたもの

(二) 出身水産高等学校長の発行する調査書(大学受験用の調査書と同様とする。)、卒業(見込)証明書及び学力を認定するに足る書類

2 境水産高等学校長は、入学志願書を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

五 入学者選抜学力検査の期日等

1 期日 昭和六十年一月十八日(金) 九時から十五時まで

2 場所 境港市中野町二〇〇番地 境水産高等学校

3 学力検査の科目

海洋科 航海、運用、海事法規、英語及び数学

機関科 機関(一)、機関(二)、執務一般、英語及び数学

六 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願者の提出した書類の審査及び入学者選抜学力検査の結果を総合して行う。

七 合格者の発表

昭和六十年一月二十三日(水)十二時とし、境水産高等学校に掲示するほか、合格者に通知する。

八 注意事項

1 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

2 この要項に関する質疑事項は、境水産高等学校に問い合わせること。

九 参考事項

1 専攻科は、航海又は機関に関する事項を精深な程度において履修させることを目的とする。

2 専攻科の修業年限は二年とし、学期は第一学期(四月から八月まで)及び第二学期(九月から翌年三月まで)の二期とする。

3 専攻科の生徒の学習の評価、単位の修得の認定、修了等については、高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和59年12月21日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 試験期日

(1) 学科試験

昭和60年1月31日(木) 10時から12時まで

(2) 実地試験

昭和60年1月31日(木) 13時から

2 試験場所

(1) 学科試験

倉古市東巖城町2番地 鳥取県中部総合事務所

(2) 実地試験

倉古市東巖城町2番地 鳥取県倉古保健所

3 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和60年1月31日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第18号に規定する魚介類販売業者若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師

4 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学
エ ふぐの処理（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）

(2) ふぐ調理師試験

ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）

ウ ふぐの調理（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験手続

(1) 提出書類

ア ふぐ処理師試験

イ 受験願書

ウ 履歴書

エ 戸籍謄本又は戸籍抄本

オ 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）

カ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年

以上従事している旨の所轄保健所（住所地在管轄する保健所をい
う。以下同じ。）の長の証明書

ク ふぐ調理師試験

ケ 受験願書

コ 履歴書

ク 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）

ケ 調理師免許証の写し

(2) 受験願書の提出先

所轄保健所に提出すること。

(3) 受験願書の提出期間

昭和60年1月7日（月）から同月9日（水）まで

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 5,000円（実地試験に用いるフグの代金は含まない。）

(2) 納付方法

ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証
紙はり付け欄にはり付けること。

イ 納付した手数料は、返還しない。

7 試験当日の携行品

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び耐水性のはきもの

8 合格者の発表

昭和60年2月15日（金）に所轄保健所に掲示する。

9 その他

詳細については、所轄保健所に問い合わせること。

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、
准看護婦試験を次のとおり実施する。

昭和59年12月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の日時

昭和60年2月26日(火)午前9時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市西町二丁目311番地 鳥取市福祉文化会館

3 受験願書の提出期間

昭和60年1月16日(水)から同月22日(火)まで(郵送の場合は、昭和60年1月22日(火)までの消印のあるものは、有効とする。)

4 その他

受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課(電話0857-26-7190)へ問い合わせること。

基幹林業作業士として認定した者は次のとおりである。

昭和50年12月21日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

竹 田 勝 澤 博 司 小 川 和 洋

赤 堀 光 彦 福 井 聡